令和８年度所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では、所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定しております。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

（１）対象となる入所者の状態は次の通りです。

・肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪

（２）上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また１回に連続する 10 日を限度とし、月１回に限り算定する。

※肺炎又は尿路感染症については、検査を実施した場合に限る。

※帯状疱疹については、抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。

※慢性心不全の増悪については、注射又は酸素投与の処置をした場合に限る。

（３）診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査・処置等実施内容について情報を受け、当該内容を診療録に記載する

（４）所定疾患施設医療費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。

（５）当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

（６）医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

所定疾患施設算定状況（令和８年４月～令和９年３月）

肺炎	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
人数	0											
治療日数	0											

尿路感染症	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
人数	1											
治療日数	1											

帯状疱疹	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
人数	0											
治療日数	0											

蜂窩織炎	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
人数	0											
治療日数	0											

慢性心不全の増悪	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
人数	0											
治療日数	0											